生徒心得

学校は学習する目的を持った集団生活の場であるから、その場にふさわしい自由で楽しい生活を送るためには、各自が守らねばならない約束事が必要である。

この生徒心得はそれらの約束事をまとめたものだが、互いによく守って、有意義な学校生活を送ろう。

１　あいさつ

１　登下校の際や学校の内外を問わず、先生や友達同士、出会ったらあいさつを交わすようにしよう。
２　言葉遣い、態度など高校生として品位を保ち、粗野に流れず明朗にしよう。
３　学校への来客に対しては、快く丁寧に応対しよう。

２　登下校

１　登校は始業時刻のおよそ 10 分前までが望ましい。
２　登校後は外出しない。ただしやむを得ず外出しなければならない時は、生徒手帳によって担当教員の許可を受ける。
３　部活動その他の所用のため、下校時以後も居残る必要のある場合は、担当教員（部顧問）の許可を受ける。
４　通学の途中では、交通ルールを守って事故を起こさないように注意し、かつ富士森生としてプライドを持った言動、行動を行うこと。
５　通学の途中で事故が生じた場合、身に危険を感じた時は、ただちに学校、保護者、警察に連絡する。
６　休日（長期休業中含む）に登校する場合は、担当教員（部顧問）の許可を受ける。
７　オートバイ（原付を含む）、電動キックボード、自動車などの免許を必要とするものによる通学は認めない。ただし、やむを得ない場合は、親族の運転する車輌による登校は可とする。
８　自転車は、所定の場所に置き必ずかぎをかける。

３　服　装

学校は生徒にとって学習の場所であるから、学習という目的に合致する服装をして登校しなければならない。学習環境を乱すような服装は認めない。

１　本校所定の制服を着用すること。
２　夏の略装期間は５月～10 月とし、以下の規則による。
指定の夏服又は冬服にワイシャツまたはポロシャツ（白色無地）
※ワイシャツ、ポロシャツは指定のもの（F のイニシャル入り）以外でも白色無地ならば半袖、開襟も可
３　カーディガンなど上衣の下に着る衣類は、指定のものであること。
４　登下校時に使用する防雨・防寒用のコート類は、単色で落ち着いた型であること。校内では着用をしないこと。
５　靴は革靴または運動靴であること。
６　学習目的に合わない装身具（ピアス（透明ピアス含む）・ネックレス・指輪等）、化粧等は禁止する。
７　頭髪については、染毛・脱色等のあらゆる加工および奇抜な髪型は禁止する。
８　本校所定のバッジを必ずつけること。校舎内では所定の上履きを使用すること。
※紛失などでバッジが必要な場合は西八王子駅前「ムサシノ学生服西八王子店」で購入すること。

４　集会・行事・掲示・放送

１　集会を催す場合その他団体的行事を行う場合は、目的・日時・場所・人員・費用および責任指導者等についてあらかじめ担当の先生を通して校長の許可を受ける。
２　掲示や印刷物の配布、物品の陳列等をする場合は担当の先生の許可を受ける。
３　放送を行う場合は、担当の先生の許可を受ける。

５　施設・備品

１　学校の施設・備品等は、常に大切に取り扱う。不注意や故意によって破損、紛失した場合は弁償する。
２　備え付けの学校備品類は、みだりに定位置以外に持ち出さない。
３　施設または学校備品･運道具類を使用する場合には必ず担当の先生の許可を受け､使用後　必ず元の位置に返して置く。
４．禁じてある場所にはみだりに立ち入らない。

６　清　　掃

１　当番が分担区域の清掃整理を行う。
２　大掃除は年間行事計画で決められた日に行う。また必要のある時に、担当の先生の指示によって校舎内外の大掃除を行う。
３　掃除用具の補充は、年度当初および必要な時に行う。

７　金　　品

１　理由なく不相応な金品を所持しない。やむを得ず持参した場合は常に身につけておく。行事の際は必ず貴重品袋を利用する。
２　みだりに金品の賃借をしない。
３　金品を遺失もしくは拾得した場合は、ただちに生活指導部または日直の先生に届け出る。
４　学校の内外を問わず、校長の許可なく金品を徴収することはできない。

８　非常事態

１　非常事態が起こった場合は、すみやかに先生に連絡し指示を受けること。
２　負傷者や発病者がいる場合は、ただちに先生に連絡する。

９　パン販売

１　パンの注文は、３時間目休みまでに行う。
２　午前中授業の日には販売なし。

１０　その他

１　校内で面会人がある場合には、必ず学級担任の承認を得てから面会する。
２　学校の内外を問わず飲酒喫煙をしてはならない。
※電子タバコなどの吸引具(ニコチン･タールを含まなくとも)の所持や吸引も喫煙と同様である。
３　インターネット利用のできる携帯端末（スマートフォン・タブレット等）の使用はルールを守り使用すること。また、動画や静止画のアップロード、他人を誹謗中傷する内容の掲載があった場合は、特別指導を行う。
４　人に迷惑をかけたり法規・公徳に違反する行為があった場合は、特別指導を行う。